

独立行政法人産業医学総合研究所勤務時間等規程

（平成13年 4月 1日施行）
（平成16年 4月 1日改正）

第1章 勤務時間

（勤務時間）

第1条 職員の勤務時間は、1週間につき40時間、1日につき8時間とする。

2 国家公務員法（昭和22年法律第120号。（以下「公務員法」という。））第81条の5第1項に規定する職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、理事長が定める。

（始業及び終業の時刻）

第2条 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時

終業時刻 午後5時45分

（研究員のフレックスタイム制）

第3条 独立行政法人産業医学総合研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の研究職俸給表の適用を受ける職員の始業及び終業の時刻等については、前条にかかわらず、別に定める独立行政法人産業医学総合研究所のフレックスタイム制に関する規程による。

（休憩時間）

第4条 職員の休憩時間は正午から午後0時45分までの45分とする。

2 勤務時間が8時間を超える場合においては、その超えることとなるときから15分の休憩時間を与えることとする。

3 休憩時間は、勤務時間には含まれないものとする。

（時間外及び休日勤務）

第5条 業務上必要がある場合は、第1条の勤務時間を超え、又は第7条の休日に労働させることがある。

2 前項による労働については、あらかじめ労働組合と書面による協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

3 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で、時間外労働を短いものとすることを申し出た者の法定労働時間を超える労働については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月あたり15時間、1年あたり150時間を超えて時間外労働をさせることはできない。ただし、次の各号に該当する職員は育児のための時間外労働の制限を請求することができない。また、一号に該当する職員は介護のための時間外労働の制限を請求することができない。

一 採用1年未満の職員

二 配偶者が常態としてその子を養育することができると認められる職員

4 妊娠中及び産後1年を経過しない女性職員が請求した場合においては、第1項による

時間外若しくは休日又は午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。

(出張)

第6条 業務上必要がある場合には職員を出張させる。

2 出張中は、通常の勤務をしたものとみなす。

第2章 休日

(休日)

第7条 休日は次の各号に掲げる日とする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 年未年始(12月29日、30日、31日、1月2日、3日)

2 職員は、第1条の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号に規定する休日には、勤務することを要しない。

3 前項の規定にかかわらず、業務上必要と認められる場合には、前項の休日を他の日と振り替えることがある。

4 前項の規定により休日を振り替えるときは、所定の休日の前日までに、本人あて通知するものとする。

第3章 休暇

(休暇の種類)

第8条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、生理休暇及び母子健康管理のための休暇とする。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、1年(暦年)ごとにおける休暇とし、その日数は1年につき20日とする。

2 前項にかかわらず、年の途中において採用され、又は復職した職員の年次有給休暇の日数は、採用又は復職した月に応じ、次に掲げる日数とする。

1月・20日 2月・18日 3月・17日 4月・15日

5月・13日 6月・12日 7月・10日 8月・8日

9月・7日 10月・5日 11月・3日 12月・2日

3 前項にかかわらず、国家公務員が転任により新たに産医研の職員となった者については、転任時における年次有給休暇の残日数とする。

4 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。

5 年次有給休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。ただし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。

6 再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日

数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に第1条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数))とする。

(病気休暇)

第10条 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある勤務できない場合は、医師の証明等に基づき療養を必要とする期間、病気休暇を与える。

(特別休暇)

第11条 職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当と認められる場合は、当該各号に掲げる期間、休暇を与える。

- 一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- 二 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- 三 結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事がある場合 引き続く5暦日の範囲内の期間
- 四 6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定である女性職員から申し出があった場合 出産の日までの申し出があった期間
- 五 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過して本人より申し出があった場合において、医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)
- 六 生後3年に達しない子を育てる女性職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分の時間
- 七 職員の妻(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下、配偶者についても同じ。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等をする場合 出産のため入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- 八 職員の親族が死亡した場合 次に掲げる日数の範囲内で必要と認められる期間
 - イ 配偶者、子又は父母 7日
 - ロ 兄弟姉妹、祖父母、孫又は配偶者の父母 3日
 - ハ イ、ロに該当しない3親等以内の血族又は姻族 1日
- 九 父母の正忌日にあたる場合(父母の死後15年以内に限る。) その当日1日
- 十 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要なとき 7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いた連続3日の範囲内
- 十一 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しない場合 必要と認められる期間
- 十二 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間
- 十三 地震、水害、火災その他の災害時において職員が出退勤途上における身体の危険

を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合 必要と認められる期間

十四 前各号に掲げる場合の他、必要と認められるとき 必要と認められる期間

(介護休暇)

第12条 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、及び同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、連続する6か月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇を与える。

2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

(生理休暇)

第13条 生理日の就業が著しく困難な女性職員は、必要な時間又は日数の休暇を請求することができる。

(母性健康管理のための休暇)

第14条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

一 産前の場合には次による

イ 妊娠23週まで 4週に1回

ロ 妊娠24週から35週まで 2週に1回

ハ 妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

二 産後(1年以内)の場合には次による

医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員から、保健指導又は勤務時間等について医師等に指導を受けた旨申し出があった場合、次の措置を講ずることとする。

一 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるように指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤

二 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩回数の増加

三 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため、作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

(休暇の請求等)

第15条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、生理休暇及び母子健康管理のための休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿等に記入して理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合は、可能な限り電話等により連絡することとし、事後速やかに請

求し承認を受けなければならない。

- 2 職員が病気休暇の承認を受けようとするときで、引き続き1週間以上休暇を要する場合には、休養見込日数等を記載した医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 理事長は、特別休暇について、その事実の確認のため必要と認めるときは証明書類の提出を求めることができる。

(休暇の承認)

第16条 前条第1項の請求を受けた場合において、休暇を取得するための条件に該当すると認めるときは、理事長は業務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

なお、理事長は業務の正常な運営に支障があると認められるときはこれを他の時季に変更することができる。

第4章 無断欠勤等

(無断欠勤等)

第17条 職員が、第15条第1項の規定について、次の各号に該当し欠勤した場合は、無断欠勤等として取り扱う。

- 一 やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合を除き、休暇承認の請求を怠ったとき
 - 二 休暇承認の請求が承認されなかったとき
- 2 無断欠勤等における給与の取扱いについては、職員給与規定による。

第5章 育児休業及び部分休業

(育児休業)

第18条 職員の育児休業は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）の定めるところによる。

ただし、同法第5条第2項、第8条及び第11条については適用しない。

- 2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 3 職務復帰後における給与の取扱いについては、職員給与規定による。

(部分休業)

第19条 職員は、当該職員の3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。

- 2 部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児時間を取得できる職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で30分を単位として行うものとする。
- 3 次に掲げる職員は部分休業をすることができない職員とする。
 - 一 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

- 二 部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- 4 部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合の給与等の取扱いについては、職員給与規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。